

# 仁愛大学附属心理臨床センター規程

(目 的)

第1条 この規程は、仁愛大学（以下「本学」という。）学則第4条第1項第2号に定める附属心理臨床センター（以下「臨床センター」という。）の事業、組織、運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業目的)

第2条 臨床センターは、本学の建学の理念に則り、心理臨床の実践ならびに研究を通じて、本学の教育に寄与する一環として、本学大学院人間学研究科心理学専攻臨床心理コースにかかわる大学院生の臨床教育の実習施設としての役割を果たすとともに、市民への相談援助活動等を通して地域社会に貢献することを事業目的とする。

(事業内容)

第3条 臨床センターは、前条の事業目的を達成するために、主たる事業所を本学F号館（大学院棟）1階に置き、次の事業を所管するほか、地域等の関連において学外で事業を行うことがある。

- (1) 本学学生・大学院生の臨床教育（訓練・実習）の指導助言
- (2) 市民にかかわる心理臨床活動の一環として相談援助活動を行う  
相談は有料とし、料金については別に定める
- (3) 心理臨床にかかわる学術調査・研究およびその成果の発表と刊行
- (4) 心理臨床の研修活動ならびに研修会および講演会の開催
- (5) 地域社会との連携強化を図るため心理臨床に関連した事業の実施
- (6) 仁愛学園の設置校への心理臨床に関する支援
- (7) その他前条に定める事業目的を達成するために必要と認められる事項

(構成員)

第4条 臨床センターの構成員は、次のとおりとする。

- |            |     |
|------------|-----|
| (1) センター長  | 1 名 |
| (2) 主 任    | 1 名 |
| (3) 研 究 員  | 若干名 |
| (4) カウンセラー | 若干名 |
| (5) 研 修 生  | 若干名 |
| (6) 研 修 員  | 若干名 |
| (7) 職 員    | 若干名 |

(センター長・主任)

第5条 センター長は、本学専任教員で、原則として臨床心理学領域の教授の中から、学長が任命する。

- 2 センター長は、臨床センターの業務を統括し、所属する職員を指揮・監督する。
- 3 主任は、センター長との協議により学長が任命し、センター長を補佐する。センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 センター長および主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究員)

第6条 研究員は、センター長の進達を受けて、学長が委嘱する。

- 2 研究員は、臨床センターにおける研究またはその他の事業に従事する。
- 3 委嘱期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は委嘱期間を更新できる。
- 4 研究員に関して必要な事項は別に定める。

(カウンセラー)

第7条 カウンセラーは、心理臨床についての研究と実際の相談活動を行う。

- 2 カウンセラーは、次の者をもって充てる。
  - (1) 本学の専任教職員の中からセンター長の進達に基づき、学長が任命した者
  - (2) 臨床心理士の資格を有し、又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者の中から、運営委員会の議を経てセンター長の進達に基づき、学長が任用した者
- 3 非常勤のカウンセラーの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 カウンセラーに関して必要な事項は別に定める。

(研修生)

第8条 第3条(1)による本学学生・大学院生の臨床教育の一環として、心理臨床センターにおいて本学大学院人間学研究科心理学専攻臨床心理コースの大学院生の「臨床心理基礎実習」および「臨床心理実習」の実習を行なう。なお、センター長が指導助言上必要と認める事項についての活動の陪席・補助等に従事することができる。

- 2 実習期間中の身分を心理臨床センター研修生とする。
- 3 第1項の実習の単位を修得していても、修士論文の未提出その他の理由で修士課程を修了していないものは研修生としての身分を継続させるものとする。

(研修員)

第9条 臨床センターにおいて研修することを希望する者がいるときは、臨床センターに支障のない限り、臨床センター運営委員会の議を経て、臨床センター長は研修員として研修を許可することができる。研修員を希望することができる者は、大学院修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力と経験があると認められた者とする。

- 2 研修員の研修期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、研修期間を延長できる。
- 3 研修員に関して必要な事項は別に定める。

(職員)

第10条 職員はセンター長の命を受け、所管事務を処理する。

(心理臨床センター運営委員会)

第11条 臨床センターの運営に関する事項を協議するために、心理臨床センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- 2 委員会に委員長を置き、センター長がこれにあたり、会務を統括する。
- 3 委員は、臨床センター構成員ならびに本学専任教職員の内、センター長が必要と認めた職員より、学長が委嘱する。
- 4 委員会は、互選により、副委員長1名および書記1名を選出する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 委員会は委員長がこれを招集し、議長となる。

7 委員会の細目は、内規をもって別に定める。

(委員長等の職務)

第12条 委員長、副委員長および書記の職務については、本学委員会規程第3条から第5条までの規定を適用する。

(構成員の責務)

第13条 臨床センターの構成員は、心理臨床に携わる者としての社会的責任を自覚し、その責務に応えるよう研鑽に努めなければならない。

2 臨床センターの構成員は、職務上知り得た秘密を漏洩してはならず、かつ、倫理に関する事項については、別に定める心理臨床に係る倫理綱領を遵守しなければならない。

(利用)

第14条 臨床センターの利用に関する内規は別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の発議により評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成17年4月1日改正

3 平成18年2月15日改正